

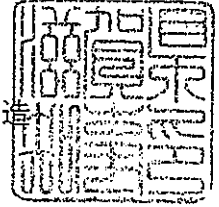
滋 水 第 7 8 0 号

令和5年(2023年)8月18日

滋賀県内水面漁場管理委員会

会長 林 英志 様

滋賀県知事 三日月 大造



遊漁規則の認可について (諮問)

このことについて、下記の漁業権免許予定者から申請がありました。その内容を審査しましたところ、妥当であると認められますので、認可するにあたり漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第4項の規定に基づき貴委員会の意見を問います。

記

(漁業権免許予定者)	(公示番号)
勢多川漁業協同組合	内共第1号、第2号
非出資大戸川漁業協同組合	内共第3号
土山漁業協同組合	内共第4号
日野町漁業協同組合	内共第5号
愛知川漁業協同組合	内共第6号
愛知川上流漁業協同組合	内共第7号
大滝漁業協同組合	内共第8号
姉川上流漁業協同組合	内共第9号
草野川漁業協同組合	内共第10号
高時川漁業協同組合	内共第11号
杉野川漁業協同組合	内共第12号
丹生川漁業協同組合	内共第13号
余呉湖漁業協同組合	内共第14号
高島鴨川漁業協同組合	内共第15号
廣瀬漁業協同組合	内共第16号
朽木漁業協同組合	内共第17号、第18号
葛川漁業協同組合	内共第19号

■ 漁業権免許切替に伴う遊漁規則の制定認可について

漁業権免許の切替に伴い、各内水面第5種共同漁業権漁場の遊漁規則が制定され、その認可申請がなされた。

遊漁規則の認可申請内容（概要）

公示番号	免許申請者	変更なし	料金改定	対象魚種の変更	遊漁期間の変更	区域等の変更	漁法の変更
内共第1号	勢多川漁協	○					
内共第2号	勢多川漁協	○					
内共第3号	非出資大戸川漁協			○			○
内共第4号	土山漁協		○				
内共第5号	日野町漁協					○	
内共第6号	愛知川漁協			○			
内共第7号	愛知川上流漁協			○		○	○
内共第8号	大滝漁協				○		
内共第9号	姉川上流漁協	○					
内共第10号	草野川漁協	○					
内共第11号	高時川漁協		○				○
内共第12号	杉野川漁協		○				
内共第13号	丹生川漁協			○			○
内共第14号	余呉湖漁協	○					
内共第15号	高島鴨川漁協	○					
内共第16号	廣瀬漁協	○					
内共第17号	朽木漁協						○
内共第18号	朽木漁協						○
内共第19号	葛川漁協		○				○

遊漁規則の認可については、漁業法第 170 条第 2 項および第 5 項の規定に基づき、その内容を審査した。

漁業法 第 170 条（遊漁規則） 抜粋

第一百七十条 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員（漁業協同組合連合会にあつては、その会員たる漁業協同組合の組合員）以外の者のする水産動植物の採捕（次項及び第五項において「遊漁」という。）について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の遊漁規則（以下この条において単に「遊漁規則」という。）には、次に掲げる事項を規定するものとする。

- 一 遊漁についての制限の範囲
- 二 遊漁料の額及びその納付の方法
- 三 遊漁承認証に関する事項
- 四 遊漁に際し守るべき事項
- 五 その他農林水産省令で定める事項

5 都道府県知事は、遊漁規則の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。

- 一 遊漁を不当に制限するものでないこと。
- 二 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

※その他農林水産省令で定める事項

漁業法施行規則 抜粋

（遊漁規則に規定すべき事項）

第五十七条 法第一百七十条第二項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 漁場監視員に関する事項
- 二 違反者に対する措置に関する事項

1 遊漁料金の変更

[現行料金より値上げするもの]

○内共第4号(土山漁協)

魚種	漁具・漁法	新遊漁料		現行遊漁料	
あゆ	友釣・引掛・ さで網	年券 期間中	9,000 円	年券 期間中	8,000 円
		日券 期間中	2,500 円	日券 期間中	2,000 円
	投網	年券	なし	年券	なし
		日券 期間中	3,500 円	日券 期間中	3,000 円
うなぎ	流し針・ もんどり・ 穴釣・竿釣	年券 期間中	9,000 円	年券 期間中	8,000 円
		日券 期間中	2,500 円	日券 期間中	2,000 円
あまご いわな にじます	竿釣	年券 期間中	9,000 円	年券 期間中	8,000 円
		日券 期間中	2,500 円	日券 期間中	2,000 円
こい ふな わかさぎ	竿釣	年券 期間中	8,000 円	年券 期間中	6,000 円
		日券 期間中	1,200 円	日券 期間中	1,000 円

[現行の料金体系を見直したうえ料金を変更するもの]

○内共第11号(高時川漁協)

魚種	漁具・漁法	新遊漁料		現行遊漁料	
あゆ	友釣・毛針釣	年券	8,000 円	年券	8,000 円
		日券 解禁日	3,000 円	日券 解禁日	3,000 円
		その後投網		その後 14 日間	2,200 円
		解禁日前日まで 2,000 円		その後 14 日間	1,800 円
		その後終了まで 1,500 円		その後終了まで	1,300 円
	投網・引掛	年券	8,000 円	年券	8,000 円
		日券 解禁日	3,000 円	日券 解禁日	3,000 円
		その後 14 日間		その後 14 日間	2,200 円
		その後終了まで 2,000 円		その後 14 日間	1,800 円
				その後終了まで	1,300 円
あまご にじます	竿釣	年券	5,000 円	年券	5,000 円
		日券 期間中	1,000 円	日券 解禁日	2,000 円
				その後 14 日間	1,500 円
				その後終了まで	1,000 円

○内共第 12 号（杉野川漁協）

魚種	漁具・漁法	新遊漁料	現行遊漁料
あゆ	友釣・引掛	年券 期間中 6,500 円 日券 期間中 <u>2,000 円</u>	年券 期間中 6,500 円 日券 解禁日 2,800 円 その後 7 日間 2,000 円 その後終了まで 1,500 円
あまご いわな	竿釣	年券 期間中 6,000 円 日券 期間中 2,000 円	年券 期間中 6,000 円 日券 期間中 2,000 円
うなぎ	流し針・竹筒	年券 期間中 6,000 円 日券 期間中 <u>2,000 円</u>	年券 期間中 6,000 円 日券 解禁日 2,000 円 その後 7 日間 1,500 円 その後終了まで 800 円

○内共第 19 号（葛川漁協）

魚種	漁具・漁法	新遊漁料	現行遊漁料
あゆ	友釣・引掛	年券 期間中 <u>9,000 円</u> 日券 期間中 <u>3,000 円</u>	年券 期間中 8,000 円 日券 解禁日から 10 日間 3,000 円 その後終了まで 2,500 円
	引掛	年券 なし 日券 期間中 <u>3,000 円</u>	年券 なし 日券 期間中 2,500 円
	投網	年券 なし 日券 期間中 3,000 円	年券 なし 日券 期間中 3,000 円
あまご いわな	竿釣	年券 期間中 <u>9,000 円</u> 日券 期間中 <u>3,000 円</u>	年券 期間中 8,000 円 日券 期間中 2,500 円

■改定の理由および妥当性

組合経営を安定させるため、遊漁料金を改定するもの。別紙のとおり計算した結果、各漁協とも遊漁者一人当たり負担すべき最低日額より今回要望のあった最低日額が下回っていることから、遊漁料金の引き上げは妥当であると考えられる。

※なお、新料金の適用は各漁協とも次期遊漁期間からとしている。

2 対象魚種の変更

○内共第 3 号（非出資大戸川漁協）

・にじます、あまごを除外

○内共第6号（愛知川漁協）

- ・にじますを追加

○内共第7号（愛知川上流漁協）

- ・うなぎを除外

○内共第13号（丹生川漁協）

- ・うなぎを除外

■改定の理由および妥当性

漁業権魚種の変更に伴う変更であり、妥当であると考えられる。

3 遊漁期間の変更

○内共第8号（大滝漁協）

- ・あまご、いわな、にじますの遊漁期間

（現行）解禁日から6月30日まで

（改定）解禁日から9月30日まで

■改定の理由および妥当性

組合運営改善の一環として期間を延長するものである。遊漁者のニーズを取り入れたものであり、また行使規則も同様に変更し、遊漁を不当に制限するものではないため妥当であると考えられる。

4 区域等の変更

○内共第5号（日野町漁協）

- ・キャッチアンドリリース区間の縮小

（現行）日野町大字小井口地先の小井口頭首工からその上流同町大字西大路地先の和田橋直下にある西大路堰堤までの日野川

（改定）日野町村井地先にある日野川ダム流水吐ゲートからその上流同町西大路地先の和田橋直下にある西大路堰堤までの日野川

（期間）周年

（魚種）ふな・こい

■改定の理由および妥当性

漁業権区域の変更に伴うものであり、妥当である。

○内共第7号（愛知川上流漁協）

- ・友釣専用区の拡大

（現行）黄和田橋から神崎川大湯堰堤及び茶屋川黄和田発電所取水口まで

（改定）黄和田橋から茶屋川および神崎川の上流端まで

（内容）友釣解禁日から8月最後の日曜日まで、友釣以外の漁法を禁止する。

■改定の理由および妥当性

現在の友釣専用区の上流において発電所の取水が中止されたため、新たにあゆ漁場として活用できることとなった。現在の友釣専用区と連続する漁場であること、および遊漁者の動向から友釣専用区を拡大するもの。友釣以外のアユ遊漁者は友釣専用区外で遊漁が可能であること、また行使規則も同様の内容を変更することから遊漁を不当に制限するものではないと考えられる。

5 漁法の変更

○内共第3号（大戸川漁協）、内共第11号（高時川漁協）、内共第17号（朽木漁協）、内共第18号（朽木漁協）、内共第19号（葛川漁協）

・アユルアー禁止を記載

（内容）あゆを対象としたルアーを用いた漁法は禁止とする。

■改定の理由および妥当性

遊漁者間または遊漁と漁業のトラブルを未然に防止するため設定するもの。漁業調整上必要であると考えられること、また行使規則も同様に変更することから遊漁を不当に制限するものではないと考えられる。

○内共第7号（愛知川上流漁協）

・穴釣、流し釣削除

○内共第13号（丹生川漁協）

・流し釣、竹筒削除

■改定の理由および妥当性

漁業権魚種からうなぎが削除されたことに伴い、これを対象とした漁法を削除するものであり、また行使規則も同様に変更することから妥当であると考えられる。

○内共第19号（葛川漁協）

・張網を削除

■改定の理由および妥当性

遊漁、漁業ともに近年は操業実態が無いため削除するもの、また行使規則も同様に変更することから妥当であると考えられる。

以上のことから、漁業権の一斉切替に伴い認可申請のあった遊漁規則は、いずれも遊漁を不当に制限するものではないため、妥当であると考えられる。

■ 遊漁料金の妥当性の判断(土山 漁業協同組合)

遊漁者負担額(X) = (1-A/F)*[C/a+D/(a+b)+E/(a+b/2)]

記号	項 目
A	増殖事業外収入
a	遊漁者数
b	漁業者数
B	増殖受益人員
C	遊漁者のみが負担する経費 ... 漁場監視費等
D	遊漁者と漁業者が同等に負担する経費 ... 諸経費(人件費、会議費等)
E	遊漁者と漁業者が利用度(2:1)に応じて負担する経費 ... 放流事業費等
F	増殖事業支出 ... C+D+E

● 増殖事業にかかる経費を遊漁者数の割合(券販売実績)で配分し、遊漁者負担額を算出。

ただし、E(増殖事業支出)は放流経費割合で配分。

(券販売実績等からみた遊漁者1人当たりの負担相当額)

	全体	あゆ(友釣、引掛)	あゆ(投網)	にじます、あまこ、いわな	こい、ふな、わかさぎ	うなぎ
遊漁者数割合	1.0	0.25	0.02	0.15	0.58	0.00
放流経費割合	1.0	0.73	0.05	0.10	0.11	0.01
増殖事業外収入	A ¥4,666,509	¥1,171,411	¥78,661	¥678,185	¥2,716,993	¥21,260
増殖受益人員	B 766	206	34	109	431	7
遊漁者のみ負担経費	C ¥456,574	¥114,612	¥7,696	¥66,354	¥265,832	¥2,080
同等負担経費	D ¥6,749,797	¥1,694,368	¥113,778	¥880,950	¥3,929,950	¥30,751
利用度に応じた負担経費	E ¥2,307,597	¥1,682,737	¥112,997	¥226,503	¥263,791	¥21,570
増殖事業支出	F ¥9,513,968	¥3,491,716	¥234,471	¥1,273,807	¥4,459,573	¥54,401

(1-A/F)	=	0.509509684
---------	---	-------------

遊漁者	a	732	184	12	106	426	3
漁業者	b	34	22	22	3	5	3

C/a	¥624.02	¥624	¥624	¥624	¥624	¥624	¥624
D/(a+b)	¥8,812	¥8,225	¥3,314	¥8,972	¥9,111	¥4,636	¥4,636
E/(a+b/2)	¥3,082	¥8,637	¥4,843	¥2,100	¥615	¥4,328	¥4,328

遊漁者負担額	X	¥6,378	¥8,909	¥4,474	¥5,960	¥5,274	¥4,885
--------	---	--------	--------	--------	--------	--------	--------

●上記の遊漁者の負担額をもとに、日券・年券の利用割合から、それぞれの妥当な遊漁料金を計算する

遊漁期間中の遊漁者の 利用割合	R Y	新体制の最も低額の券種利用の割合 年券利用の割合
年券日券比	Q	最低日券額に対する年券額の比

●妥当な料金の算出（券種の区分によって、計算式を変更する必要あり）

遊漁者から得る遊漁料収入

$$aX = R \cdot a \cdot G + Y \cdot a \cdot G \cdot Q$$

最低日額

$$G = X / (R + Y \cdot Q)$$

魚種名		あゆ(友釣・引掛)	あゆ(投網)	こい、ふな、わかさぎ	うなぎ
最低日券に対する年券の比	Q	3.6	0	3.6	3.6
遊漁者利用割合 (割合は過去3年間の平均)	R	0.66	1.00	0.740	0.700
	Y	0.34		0.260	0.300
最低日額	G	¥4,698	¥4,474	¥3,555	¥2,745

改定する日券最低額が算出された最低日額(G)を下回っていれば、すべての券種において遊漁者に過大に負担を求めるものではないと判断される。

【妥当性の判断】

○あゆ友釣・引掛年券は、現行8,000円から9,000円、日券は2,000円から2,500円に改正し、計算式に当てはめた結果、最低日額が4,698円となった。日券2,500円はその額を下回っている。

○あゆ投網日券は、日券は3,000円から3,500円に改正し、計算式に当てはめた結果、最低日額が4,474円となった。日券3,500円はその額を下回っている。

○こい、ふな、わかさぎ年券は、現行8,000円から9,000円、日券は2,000円から2,500円に改正し、計算式に当てはめた結果、最低日額が3,555円となった。日券2,500円はその額を下回っている。

○こい、ふな、わかさぎ年券は、現行6,000円から8,000円、日券は1,000円から1,200円に改正し、計算式に当てはめた結果、最低日額が3,906円となった。日券1,200円はその額を下回っている。

○うなぎ年券は、現行8,000円から9,000円、日券は2,000円から2,500円に改正し、計算式に当てはめた結果、最低日額が2,745円となった。日券2,500円はその額を下回っている。

このため、今回要望のあった遊漁料金の改定は妥当であると考えられる。

■ 遊漁料金の妥当性の判断（高時川漁業協同組合）

遊漁者負担額(X) = (1-A/F) * [C / (a+D/(a+b)+E/(a+b/2))]

記号	項 目
A	増殖事業外収入
a	遊漁者数
b	漁業者数
B	増殖受益人員
C	遊漁者のみが負担する経費
D	遊漁者と漁業者が同等に負担する経費
E	遊漁者と漁業者が利用度(2:1)に応じて負担する経費
F	増殖事業支出

... 漁場監視費等
... 諸経費(人件費、会議費等)
... 放流事業費等
... C+D+E

● 増殖事業にかかる経費を遊漁者数の割合(券販売実績)で配分し、遊漁者負担額を算出。

ただし、E(利用度に応じた負担経費)は放流経費割合で配分。

(券販売実績等からみた遊漁者1人当たりの負担相当額)

	全体	あゆ友釣り	あゆ投網・引掛	にじまず・あまこ
遊漁者数割合	1.0	0.91	0.01	0.08
放流経費割合	1.0	0.92	0.00	0.08
増殖事業外収入	A ¥1,203,097	¥1,100,480	¥12,385	¥90,232
増殖受益人員(a+b)	B 290	270	65	80
遊漁者のみ負担経費	C ¥478,953	¥438,101	¥4,930	¥35,922
同等負担経費	D ¥1,224,266	¥1,119,843	¥12,603	¥91,820
利用度に応じた負担経費	E ¥751,695	¥694,467	¥0	¥57,228
増殖事業支出(C+D+E)	F ¥2,454,914	¥2,252,411	¥17,533	¥184,969
(1-A/F)	= 0.509922819			
遊漁者	a 227	207	2	17
漁業者	b 63	63	63	63
C/a	¥2,113.03	¥2,113	¥2,113	¥2,113
D/(a+b)	¥4,226	¥4,142	¥193	¥1,148
E/(a+b/2)	¥2,912	¥2,908	¥0	¥1,180
遊漁者負担額	X ¥4,717	¥4,673	¥1,176	¥2,264

●上記の遊漁者の負担額をもとに、日券・年券の利用割合から、それぞれの妥当な遊漁料金を計算する

遊漁期間中の遊漁者の 利用割合	R	新体制の最も低額の券種利用の割合
	S	新料金体系の2番目に低額の券種利用の割合
	T	新料金体系の3番目に低額の券種利用の割合
	Y	年券の割合
	P	日券差額
差額	Q	最低日券額に対する年券額の比
年券日券比		

●妥当な料金の算出（券種の区分によって、計算式を変更する必要あり）

遊漁者から得る遊漁料収入

あゆ友釣
あゆ引掛・投網
にじます・あまご

$$\begin{aligned} aX &= R \cdot a \cdot G + S \cdot a \cdot (G + P1) + T \cdot a \cdot (G + P2) + Y \cdot a \cdot G \cdot Q \\ aX &= R \cdot a \cdot G + S \cdot a \cdot (G + P1) + Y \cdot a \cdot G \cdot Q \\ aX &= R \cdot a \cdot G + Y \cdot a \cdot G \cdot Q \end{aligned}$$

最低日額

あゆ友釣
あゆ引掛・投網
にじます・あまご

$$\begin{aligned} G &= (X - S \cdot P1 - T \cdot P2) / (R + S + T + Y \cdot Q) \\ G &= (X - S \cdot P1) / (R + S + Y \cdot Q) \\ G &= X / (R + Y \cdot Q) \end{aligned}$$

魚種名		あゆ友釣	あゆ投網・引掛	にじます・あまご
最低日券に対する年券の比	Q	5.3	4	5.0
遊漁者利用割合 (割合は過去3年間の平均)	R	0.32	0.00	0.725
	S	0.52	0.00	
	T	0.06		
	Y	0.10	0.00	0.275
差額	P1=(S-R)	500	1000	
	P2=(T-R)	1500		
最低日額	G	¥3,095	¥56,662	¥1,079

改定する日券最低額が算出された最低日額(G)を下回っていれば、すべての券種において遊漁者に過大に負担を求めるものではないと判断される。

【妥当性の判断】

- あゆ友釣り日券は、現行1,300円を新体系1,500円、現行1,800円と2,200円を新体系2,000円に改正し、計算式に当てはめた結果、最低日額が3,095円となった。新体系の最低日券額1,500円はその額を下回っている。
- あゆ投網・引掛日券は、現行1,300円と1,800円および2,200円を新体系2,000円に改定し、計算式に当てはめた結果、最低日額が56,662円となった。新体系の最低日券額2,000円はその額を下回っている。
- にじます・あまご日券は、現行1,000円と1,500円および2,000円を新体系1,000円に改定し、計算式に当てはめた結果、最低日額が1,079円となった。新体系の最低日券額1,000円はその額を下回っている。

このため、今回要望のあった遊漁料金の改定は妥当であると考えられる。

■ 遊漁料金の妥当性の判断(杉野川漁業協同組合)

遊漁者負担額(X) = (1-A/F)*[C/a+D/(a+b)+E/(a+b/2)]

記号	項 目
A	増殖事業外収入
a	遊漁者数
b	漁業者数
B	増殖受益人員
C	遊漁者のみが負担する経費
D	遊漁者と漁業者が同等に負担する経費
E	遊漁者と漁業者が利用度(2:1)に応じて負担する経費
F	増殖事業支出

... 漁場監視費等
... 諸経費(人件費、会議費等)
... 放流事業費等
... C+D+E

● 増殖事業にかかる経費を遊漁者数の割合(券販売実績)で配分し、遊漁者負担額を算出。

ただし、E(増殖事業支出)は放流経費割合で配分。

(券販売実績等からみた遊漁者1人当たりの負担相当額)

	全体	あゆ	あまこ、いわな	うなぎ
遊漁者数割合	1.0	0.33	0.66	0.01
放流経費割合	1.0	0.52	0.60	0.05
増殖事業外収入	A ¥1,002,678	¥334,928.04	¥661,430.23	¥6,319.40
増殖受益人員	B 226.33	121	172	9
遊漁者のみ負担経費	C ¥609,634	¥203,638	¥402,154	¥3,842
同等負担経費	D ¥1,436,996	¥480,005	¥947,934	¥9,057
利用度に応じた負担経費	E ¥863,749	¥447,489	¥519,721	¥45,702
増殖事業支出	F ¥2,910,379	¥1,131,132	¥1,869,808	¥58,601
(1-A/F)	= 0.655482059			
遊漁者	a 159	53	105	1
漁業者	b 68	68	68	8
C/a	¥3,842	¥3,842	¥3,842	¥0
D/(a+b)	¥6,349	¥3,978	¥5,501	¥1,006
E/(a+b/2)	¥4,487	¥5,153	¥3,752	¥9,140
遊漁者負担額	X ¥9,621	¥8,504	¥8,584	¥6,651

●上記の遊漁者の負担額をもとに、日券・年券の利用割合から、それぞれの妥当な遊漁料金を計算する

遊漁期間中の遊漁者の 利用割合	R	新体制の最も低額の券種の利用の割合	
	Y	年券の利用割合	
年券日券比	Q	最低日券額に対する年券額の比	

●妥当な料金の算出（券種の区分によって、計算式を変更する必要あり）

遊漁者から得る遊漁料収入

$$aX = R*a*G + Y*a*G*Q$$

最低日額

$$G = X / (R+Y*Q)$$

魚種名		あゆ	あまこ、いわな	うなぎ
最低日券に対する年券の比	Q	3.25	3.0	3.0
遊漁者利用割合	R	0.70	0.433	0.000
(割合は過去3年間の平均)	Y	0.30	0.567	1.000
最低日額	G	¥5,077	¥4,023	¥2,217

改定する日券最低額が算出された最低日額(G)を下回っていれば、すべての券種において遊漁者に過大に負担を求めるものではないと判断される。

【妥当性の判断】

○あゆ日券は、現行2,800円、2,000円、1,500円を新体系2,000円に改正し、計算式に当てはめた結果、最低日額が5,077円となった。新料金体系の日券額2,000円はその額を下回っている。

○うなぎ日券は、現行2,000円、1,500円、800円を新体系2,000円に改正し、計算式に当てはめた結果、最低日額が2,217円となった。新料金体系の日券額2,000円はその額を下回っている。

このため、今回要望のあった遊漁料金の改定は妥当であると考えられる。

■ 遊漁料金の妥当性の判断(葛川漁業協同組合)

遊漁者負担額(X) = (1-A/F)*[C/a+D/(a+b)+E/(a+b/2)]

記号	項 目
A	増殖事業外収入
a	遊漁者数
b	漁業者数
B	増殖受益人員
C	遊漁者のみが負担する経費
D	遊漁者と漁業者が同等に負担する経費
E	遊漁者と漁業者が利用度(2:1)に応じて負担する経費
F	増殖事業支出

... 漁場監視費等
... 諸経費(人件費、会議費等)
... 放流事業費等
... C+D+E

● 増殖事業にかかる経費を遊漁者数の割合(券販売実績)で配分し、遊漁者負担額を算出。

ただし、E(利用度に応じた負担経費)は放流経費割合で配分。

(券販売実績等からみた遊漁者1人当たりの負担相当額)

	全体	友釣	引掛	投網	あまご、いわな
遊漁者数割合	1.0	0.54	0.01	0.00	0.44
放流経費割合	1.0	0.77	0.02	0.00	0.21
増殖事業外収入	A	¥815,219	440,747	10,829	1,733
増殖受益人員(a+b)	B	1451	801	56	9
遊漁者のみ負担経費	C	¥2,169,496	1,172,934	28,819	4,611
同等負担経費	D	¥5,620,393	3,038,656	74,660	11,946
利用度に応じた負担経費	E	¥2,822,479	2,179,695	53,555	8,569
増殖事業支出(C+D+E)	F	¥10,612,368	6,391,285	157,034	25,125
(1-A/F)	=	0.92318218			
遊漁者	a	1,255	678	17	3
漁業者	b	196	123	40	6
C/a		¥1,729.14	¥1,729	¥1,729	¥1,729
D/(a+b)		¥3,873	¥3,792	¥1,325	¥1,378
E/(a+b/2)		¥2,086	¥2,946	¥1,467	¥1,512
遊漁者負担額	X	¥7,098	¥4,174	¥4,265	¥6,475

- 上記の遊漁者の負担額をもとに、日券・年券の利用割合から、それぞれの妥当な遊漁料金を計算する

遊漁期間中の遊漁者の 利用割合	R	新体制の最も低額の券種利用の割合
年券日券比	Y	年券利用の割合
	Q	最低日券額に対する年券額の比

- 妥当な料金の算出（券種の区分によって、計算式を変更する必要あり）

遊漁者から得る遊漁料収入

$$aX = R*a*G + Y*a*G*Q$$

最低日額

$$G = X / (R+Y*Q)$$

魚種名		友釣	引掛	投網	あまご、いわな
最低日券に対する年券の比	Q	3.0	0.0	0.0	3.0
遊漁者利用割合	R	0.47	1.00	1.00	0.50
(割合は過去3年間の平均)	Y	0.53	0.00	0.00	0.50
最低日額	G	¥3,809	¥4,174	¥4,265	¥3,238

改定する日券最低額が算出された最低日額(G)を下回っていれば、すべての券種において遊漁者に過大に負担を求めるものではないと判断される。

【 妥当性の判断 】

- あゆ友釣年券を現行8,000円から9,000円に、日券を現行3,000円と2,500円を新体系3,000円に改正し、計算式に当てはめた結果、最低日額が3,809円となった。新料金の日券3,000円はその額を下回っている。
- あゆ引掛日券を、現行2,500円から3,000円に改正し、計算式に当てはめた結果、最低日額が4,174円となった。新料金の日券3,000円はその額を下回っている。
- あまご、いわな日券を、現行2,500円から3,000円に改正し、計算式に当てはめた結果、最低日額が3,238円となった。新料金の日券3,000円はその額を下回っている。

このため、今回要望のあった遊漁料金の改定は妥当であると考えられる。

あゆ友釣料金

公示番号	免許予定者	年券	日券			
			最高額			
内共第3号	非出資大戸川漁協	なし	3000	1500	2500	
内共第4号	土山漁協	9,000	2500			
内共第6号	愛知川漁協	8,000	2000			
内共第7号	愛知川上流漁協	8,000	2000			
内共第8号	大滝漁協	8,000	3000	2500	2000	
内共第9号	姉川上流漁協	8,000	3000	2500	2000	1500
内共第10号	草野川漁協	8,000	3000	2500		
内共第11号	高時川漁協	8,000	3000	2000	1500	
内共第12号	杉野川漁協	6,500	2000			
内共第13号	丹生川漁協	9,000	3500	3000	2500	
内共第15号	高島鴨川漁協	8,000	2800	2000		
内共第16号	廣瀬漁協	8,800	2200			
内共第17号	朽木漁協	なし	3000			
内共第18号	朽木漁協	なし	3000			
内共第19号	葛川漁協	9,000	3000			

最高金額	9,000	3,500
最低金額	6,500	2,000
平均金額	8,192	2,733
最頻値	8,000	3,000

あゆ引掛、投網料金

公示番号	免許予定者	漁法	年券	日券		
				最高額		
内共第3号	非出資大戸川漁協	引掛、投網	なし	3,500	1,500	
内共第4号	土山漁協	引掛	9,000	2,500		
		投網	なし	3,500		
内共第6号	愛知川漁協	引掛	8,000	2,000		
		投網	8,000	4,000		
内共第7号	愛知川上流漁協	引掛	8,000	2,000		
内共第8号	大滝漁協	引掛、投網	なし	2,000		
内共第9号	姉川上流漁協	引掛	2,000	なし		
		投網	5,000	なし		
内共第10号	草野川漁協	投網	8,000	なし		
内共第11号	高時川漁協	引掛、投網	8,000	3,000	2,000	
内共第12号	杉野川漁協	引掛	6,500	2,000		
内共第13号	丹生川漁協	引掛、投網	9,000	3,500	3,000	2,500
内共第15号	高島鴨川漁協	引掛、投網	なし	4,000		
内共第16号	廣瀬漁協	引掛	8,800	4,400		
		投網	なし	4,400		
内共第17号	朽木漁協	引掛	なし	4,000		
		投網	なし	3,000		
内共第18号	朽木漁協	引掛	なし	4,000		
		投網	なし	3,000		
内共第19号	葛川漁協	引掛、投網	なし	3,000		

最高金額	9,000	4,400
最低金額	2,000	2,000
平均金額	7,300	3,211
最頻値	8,000	2,000

溪流料金

公示番号	免許予定者	年券	日券			
			最高額			
内共第1号	勢多川漁協	なし	3,000			
内共第2号	勢多川漁協	なし	3,000			
内共第4号	土山漁協	9,000	2,500			
内共第6号	愛知川漁協	5,000	1,000			
内共第7号	愛知川上流漁協	6,000	2,000			
内共第8号	大滝漁協	6,000	3,000	2,500	2,000	1,200
内共第9号	姉川上流漁協	8,000	2,000			
内共第10号	草野川漁協	6,000	3,000	2,000		
内共第11号	高時川漁協	5,000	1,000			
内共第12号	杉野川漁協	6,000	2,000			
内共第13号	丹生川漁協	5,500	2,000			
内共第15号	高島鴨川漁協	5,000	2,000			
内共第17号	朽木漁協	8,500	2,200			
内共第18号	朽木漁協	8,500	2,200			
内共第19号	葛川漁協	9,000	3,000			
最高金額		9,000	3,000			
最低金額		5,000	1,000			
平均金額		6,731	2,260			
最頻値		6,000	3,000			

こい、ふな

公示番号	免許予定者	年券	日券
内共第4号	土山漁協	8,000	1,200
内共第5号	日野町漁協	5,000	800
内共第8号	大滝漁協	5,000	1,000
内共第14号	余呉湖漁協	5,000	1,300

うなぎ

公示番号	免許予定者	年券	日券
内共第4号	土山漁協	9,000	2,500
内共第8号	大滝漁協	5,000	なし
内共第10号	草野川漁協	5,000	なし
内共第12号	杉野川漁協	6,000	2,000
内共第14号	余呉湖漁協	なし	1,300

わかさぎ

公示番号	免許予定者	年券	日券
内共第4号	土山漁協	8,000	1,200
内共第14号	余呉湖漁協	なし	1,300

参考

漁業法（昭和二十四年十二月十五日法律第二百六十七号）

（遊漁規則）

第一百七十条 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員（漁業協同組合連合会にあつては、その会員たる漁業協同組合の組合員）以外の者のする水産動植物の採捕（次項及び第五項において「遊漁」という。）について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の遊漁規則（以下この条において単に「遊漁規則」という。）には、次に掲げる事項を規定するものとする。

- 一 遊漁についての制限の範囲
- 二 遊漁料の額及びその納付の方法
- 三 遊漁承認証に関する事項
- 四 遊漁に際し守るべき事項
- 五 その他農林水産省令で定める事項

3 遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、遊漁規則の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。

- 一 遊漁を不当に制限するものでないこと。
- 二 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

6 都道府県知事は、遊漁規則が前項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その変更を命ずることができる。

7 都道府県知事は、第一項又は第三項の認可をしたときは、漁業権者の名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

8 遊漁規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

公示番号	漁業権者	魚種	漁具・漁法	遡漁期間	区域	遡漁料金				禁止区域	専用区域	
						日券						
						第1区分	第2区分	第3区分	第4区分			
内共第1号 内共第2号	勢多川漁協	あまご いわな にじます	年釣	解禁日から翌年9月30日まで	-	期間中 3,000円				なし	なし	
内共第3号	非出資大戸川漁協	あゆ	友釣 かりかアール止	解禁日から9月30日まで	-	解禁日から 3日間 3,000円	4日目から投 網解禁日の 前日まで 2,500円	投網解禁日以降 1,500円	なし	なし	(友釣専用区) 区域：野洲川ダム堰堤から田村川、野洲川合流 点まで 期間：友釣解禁日より9月10日まで (ルアー・フライ専用区) 区域：松尾川橋から青土ダムまでの区域 期間：解禁日より5月31日まで (キャッチアンドリリース区) 区域：青土ダム、野洲川ダム 期間：年間を通して 魚種：へらふな	
			引掛 投網	左記漁具の解禁日から9月30日まで	-	解禁日から 3日間 3,500円	4日目以降 1,500円		9,000円			
内共第4号	土山漁協	あゆ	友釣	左記漁具の解禁日から9月30日まで	-	期間中 2,500円				9,000円		
			引掛 さで網	左記漁具の解禁日から9月30日まで	友釣専用区を除く漁場	期間中 3,500円				なし		
			投網	左記漁具の解禁日から9月30日まで	友釣専用区を除く漁場	期間中 2,500円				9,000円		
		にじます あまご いわな うなぎ	年釣	解禁日から7月31日まで	-	期間中 2,500円				9,000円		
			流し針 もんどり 穴釣	左記漁具の解禁日から9月30日まで	-	期間中 2,500円				9,000円		
			年釣	周年	-	期間中 1,200円	期間中 1,200円			6,000円		
わかさぎ	年釣	解禁日から3月31日まで	-	期間中 1,200円				6,000円				
内共第5号	日野町漁協	こい ふな	年釣	解禁日から9月30日まで	-	期間中 800円				5,000円	なし	(キャッチアンドリリース区) 区域：日野町井地先にある日野川ダム流水吐 ゲートからその上流同町西大路堤先の和田橋直 下にある西大路堰堤までの日野川 期間：周年 魚種：こい
内共第6号	愛知川漁協	あゆ	友釣	各漁法の解禁日から9月30日まで	-	期間中 2,000円				8,000円	区域①：永源寺ダム内流水止より下流 およびダム堤体より下流第2堰堤まで の区域 区域②：永源寺頭首工から上流50 m、下流100mの区域 漁法：すべての漁法 期間：周年	
			毛針釣			期間中 2,000円				8,000円		
			引掛 手網 玉網 さで網			期間中 4,000円				8,000円		
		あまご いわな にじます	投網	左記漁法の解禁日から9月30日まで	-	期間中 4,000円				8,000円	なし	
			年釣	解禁日から9月30日まで (ただし、遡放流区は12月1日から)	遡放流区 遡放流区を除く漁場	12月1日から翌年9月30日まで 4,000円				なし		
					遡放流区を除く漁場	期間中 1,000円				5,000円		

公示番号	漁業権者	魚種	漁具・漁法	遡漁期間	区域	遡漁料金				禁止区域	専用区域
						日券					
						第1区分	第2区分	第3区分	第4区分		
内共第7号	愛知川上流漁協	あゆ	友釣 あけふア-な止 毛針釣	解禁日から9月30日まで	全流域区域	期間中 2,000円				8,000円	(フライ専用区) 区域：須谷農業用水口から一番の滝までの区域の須谷川 期間：遡漁期間中 (餌釣・テンカラ専用区) 区域：水上農業用水口から須谷農業用水口までの区域の須谷川 期間：遡漁期間中 (フライ・テンカラ専用区) 区域：神崎川発電所取水口堰堤から神崎川の大湊堰堤まで 期間：遡漁期間中 (友釣専用区) 区域：黄和田橋から茶屋川および神崎川の上流端まで 期間：解禁日より8月最後の日曜日まで (キャッチアンドリリース区) 区域：神崎川発電所取水口堰堤から神崎川の大湊堰堤まで 期間：遡漁期間中 魚種：あまご、いわな
			餌釣 引掛	左記漁具の解禁日から9月30日まで		なし					
		にじます あまご いわな	年釣 徒手採捕	解禁日から9月30日まで にじますのみ連年	遡漁放流区	期間中 4,000円				なし	
			年釣	解禁日から9月30日まで	遡漁放流区を除く漁場	期間中 1,000円					
内共第8号	大湊漁協	あゆ	友釣	解禁日から9月30日までの組合の定めた日	-	解禁日から1週間 3,000円	解禁日 8日目から 7月31日まで 2,500円	解禁日 8月1日から終了まで 2,000円	8,000円	[友釣専用区] 区域：仏ヶ後橋上流端よりダム堰堤までの区域及び佐目マルト林産農協直工より上流の区域を除く漁業権漁場 期間：左記解禁日より8月31日までの組合が定めた日 なし	
			採網 引掛	解禁日から9月30日までの組合の定めた日	-	期間中 2,000円					なし
		にじます あまご いわな うなぎ こい ふな	年釣	解禁日から9月30日	-	解禁日 3,000円	翌日から 3月31日まで 2,500円	4月1日から 4月30日まで 2,000円	5月1日から終了まで 1,200円		
			流し釣	解禁日から9月30日 (あゆ遡漁期間に限る。)	-	なし					5,000円
内共第9号	姉川上流漁協	あゆ	年釣	周年	-	期間中 1,000円				5,000円	
			友釣	解禁日から9月30日まで	-	解禁日から3日間 3,000円	その後7日間 2,500円	その後1ヶ月間 2,000円	その後終了まで 1,500円		8,000円
		にじます あまご いわな	引掛	左記漁具の解禁日から9月30日まで	-	なし				2,000円	
			採網	左記漁具の解禁日から9月30日まで	第1漁区 (姉川ダムから下流の区域) 第2漁区 (姉川ダムから上流の区域)	なし					5,000円
内共第9号	姉川上流漁協	にじます あまご いわな	年釣	左記漁具の解禁日から9月30日まで 第1漁区の解禁日以降に組合の定めた日から9月30日まで	第1漁区 (姉川ダムから下流の区域) 第2漁区 (姉川ダムから上流の区域)	期間中 2,000円				8,000円	

公示番号	漁業権者	魚種	漁具・漁法	遡漁期間	区域	遡漁料金				禁止区域	専用区域
						日券					
						第1区分	第2区分	第3区分	第4区分		
内共第10号	草野川漁協	あゆ	友釣	解禁日から9月30日まで	遡密放流区を除く漁場	解禁日から3日間 3,000円	その後終了まで 2,500円		8,000円	区域：野瀬橋上流100mから同橋下流100mまでの区域（遡密放流区） 漁法：友釣、投網、流釣、穴釣 期間：各解禁日より9月30日まで	なし
			投網	解禁日から9月30日まで	遡密放流区を除く漁場	なし		8,000円			
		にじます あまご いわな	竿釣	解禁日から9月30日まで	遡密放流区を除く漁場	解禁日から3日間 3,000円	その後終了まで 2,000円		6,000円		
				解禁日から9月30日まで （ただし、にじますは12月30日まで）	遡密放流区	期間中 2,000円		なし	5,000円		
内共第11号	高崎川漁協	あゆ	友釣 あゆのみふし	左記漁具の解禁日から9月30日まで	-	解禁日 3,000円	その後終了まで 2,000円	その後終了まで 1,500円	8,000円	区域：高崎市水之本町古橋地先、合同井堰から上流70m、下流70m以内の区域 漁法：全ての漁法 期間：2月1日より6月30日まで	なし
			毛針釣	左記漁具の解禁日から9月30日まで	-						
		にじます あまご	引掛	左記漁具の解禁日から9月30日まで	-	解禁日 3,000円	その後終了まで 2,000円		8,000円		
			投網	左記漁具の解禁日から9月30日まで	-		期間中 1,000円		5,000円		
内共第12号	杉野川漁協	あゆ	友釣 引掛	左記漁具の解禁日から9月30日まで	-	期間中 2,000円		6,500円	なし	なし	
		あまご いわな	竿釣	左記漁具の解禁日から9月30日まで	-	期間中 2,000円		6,000円			
		うなぎ	流し針 竹筒	左記漁具の解禁日から9月30日まで	-	期間中 2,000円		6,000円			
内共第13号	丹生川漁協	あゆ	友釣 あゆのみふし	解禁日から9月30日まで	-	解禁日 3,500円	翌日から14日間 3,000円	その後終了まで 2,500円	9,000円	区域：余呉町菅並佐野橋上流域から上流漁場区域全て 漁法：全ての漁法 期間：全期間 第1区：余呉町上丹生大宮橋上流から余呉町上丹生八田部まで 第2区：余呉町菅並明神橋上流から余呉町菅並宮前橋まで 漁法：引掛・投網 期間：引掛・投網解禁日から9月30日まで	なし
			引掛	左記漁具の解禁日から9月30日まで	-	解禁日 3,500円	翌日から7日間 3,000円	その後終了まで 2,500円	9,000円		
		あまご いわな	投網	左記漁具の解禁日から9月30日まで	-	解禁日 3,500円	翌日から7日間 3,000円	その後終了まで 2,500円	9,000円		
			竿釣	3月1日から9月30日まで	-	期間中 2,000円		5,500円			

公示番号	漁業権者	魚種	漁具・漁法	遡漁期間	区域	遡漁料金					禁止区域	専用区域
						日券				年券		
						第1区分	第2区分	第3区分	第4区分			
内共第14号	余呉湖漁協	こいふな	竿釣	1月1日から12月31日まで	-		期間中 1,300円			5,000円	区域①：船舶（船舶検査済票の番号第253-32288号）および釣り機係を除く区域 魚種：わかさぎ	なし
		もろこ	竿釣	1月1日から12月31日まで	-		期間中 1,300円			なし	区域②：余呉湖緑地公園西側（川並262-2）より西廻り川並字新羅崎地先（川並2529番）までの区間および川並字庭戸の庭戸ふ化施設付近（川並庭戸1766番地）（船舶（船舶検査済票の番号 第253-32288号）および釣り機係を中心とする緑地公園の区域を除く）	
		わかさぎ	竿釣	解禁日から翌年3月31日まで	-		期間中 1,600円			なし	魚種：わかさぎを除く魚種	
		うなぎ	竿釣	4月1日から12月31日まで	-		期間中 1,300円			なし	期間：4月1日から翌年3月31日まで	
		あゆ	友釣	左記漁具の解禁日から9月30日まで	-	解禁日から3日間 2,800円	その後9月30日まで 2,000円			8,000円	なし	
内共第15号	高島鴨川漁協		引掛 投網	左記漁具の解禁日から9月30日まで	-		期間中 4,000円			なし	なし	なし
		にじます あまご いわな	竿釣	左記漁具の解禁日から9月30日まで	-		期間中 2,000円			5,000円	区域①：常安橋から新安曇川大橋 漁法：全ての漁法 期間：9月1日から9月30日まで	
			友釣 毛針釣 餌釣	解禁日から9月30日まで	-		期間中 2,200円			8,800円	区域②：鳴谷川合流から新安曇川大橋まで 漁法：餌釣 期間：餌釣解禁日から9月30日まで	
内共第16号	廣瀬漁協	あゆ	引掛	9月1日から9月30日まで	-		期間中 2,200円			8,800円		なし
			投網	9月1日から9月30日まで	-		期間中 4,400円			なし		

公示番号	漁業権者	魚種	漁具・漁法	遊漁期間	区域	遊漁料金				禁止区域	専用区域
						日券					
						第1区分	第2区分	第3区分	第4区分		
内共第17号	朽木漁協	あゆ	友釣 あゆルアー禁止	左記漁具の解禁日から9月30日まで	-	期間中 3,000円				区域①：安曇川町高尾池先合同井堰上流50m 区域②：朽木宮前坊地先河内電取水堰堤下流100m上流50m 区域③：大津市葛川貫井地先河内電取水堰堤下流100m 漁法：全ての漁法 期間：周年	〔友釣専用区〕 区域①：安曇川本流 高岩橋から御生橋までの間 区域②：北川 明穂堰堤から下流本流までの間 区域③：麻生川 新尾管越橋から下流北川までの間 期間：友釣解禁日から9月30日まで
			引掛	左記漁具の解禁日から9月30日まで	-	期間中 3,000円				なし	
			投網	左記漁具の解禁日から9月30日まで	-	期間中 4,000円					
		あまご いわな	年釣	左記漁具の解禁日から9月30日まで	-	期間中 2,200円				8,500円	
内共第18号	朽木漁協	あゆ	友釣 あゆルアー禁止	左記漁具の解禁日から9月30日まで	-	期間中 3,000円					なし
			引掛	左記漁具の解禁日から9月30日まで	-	期間中 3,000円				なし	
			投網	左記漁具の解禁日から9月30日まで	-	期間中 4,000円					
		あまご いわな	年釣	左記漁具の解禁日から9月30日まで	-	期間中 2,200円				8,500円	
内共第19号	葛川漁協	あゆ	友釣 あゆルアー禁止	左記漁具解禁日から9月30日まで	-	期間中 3,000円				区域①：貫井堰堤から町居橋までの安曇川 区域②：安曇川合流点から坂尻橋までの針堀川 漁法：引掛・投網 期間：遊漁期間中	なし
			引掛	左記漁具解禁日から9月30日まで	-	期間中 3,000円				なし	
			投網	左記漁具解禁日から9月30日まで	-	期間中 3,000円					
		あまご いわな	年釣	左記漁具解禁日から9月30日まで	-	期間中 3,000円				9,000円	